

岐阜県公報

号外(一) 平成三十一年三月二十三日

目次

告示

家畜伝染病の発生
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定

(畜産課) ページ
(同) 一

告示

岐阜県告示第百八十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 家畜伝染病の種類

豚コレラ

二 家畜の種類

豚

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

疑似患畜 十七頭

四 発生場所

山県市

五 発生年月日

平成三十一年三月二十三日

岐阜県告示第百八十八号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 家畜の種類

豚及びいのしし

二 指定区域

1 移動を禁止する区域

岐阜市奥二丁目、外山、雑倉、雑倉一丁目及び雑倉三丁目、山県市大森、掛、小倉、上願、大門、長滝、平井、藤倉、洞田及び松尾並びに本巣市木知原及び外山

2 移出を禁止する区域

岐阜市秋沢、安食、安食字荒毛、安食字志良古、安食字三内前、安食字龍巢前、安食一丁目、安食二丁目、安食三丁目、安食四丁目、安食五丁目、安食六丁目、粟野台、粟野西一丁目、粟野西二丁目、粟野西三丁目、粟野西四丁目、粟野西五丁目、粟野西六丁目、粟野西七丁目、粟野西八丁目、粟野東一丁目、粟野東二丁目、粟野東三丁目、粟野東四丁目、粟野東五丁目、石谷、石谷一丁目、石谷二丁目、石谷三丁目、石谷四丁目、石谷五丁目、石谷六丁目、今川、岩崎、岩利一丁目、岩利二丁目、岩利三丁目、岩利四丁目、岩利五丁目、岩利六丁目、岩利七丁目、打越、奥、奥一丁目、折立、上城田寺、上城田寺中、上城田寺西、上城田寺東、上城田寺南、上西郷、上西郷一丁目、上西郷二丁目、上西郷三丁目、上西郷四丁目、上西郷五丁目、上西郷六丁目、上西郷七丁目、上西郷八丁目、上西郷九丁目、上土居、黒野、黒野南一丁目、黒野南二丁目、黒野南三丁目、黒野南四丁目、小西郷一丁目、小西郷二丁目、小野、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、小野五丁目、小野六丁目、御望、御望一丁目、御望二丁目、御望三丁目、御望四丁目、御望五丁目、御望六丁目、佐野、佐野一丁目、下鶴飼、下鶴飼一丁目、下鶴飼二丁目、下西郷、下西郷一丁目、下西郷二丁目、下西郷三丁目、下西郷四丁目、下西郷五丁目、大学北一丁目、大学北二丁目、大学北三丁目、大学西一丁目、大学西二丁目、榑洞、中、中西郷、中西郷一丁目、中西郷二丁目、中西郷三丁目、中西郷四丁目、中西郷五丁目、中西郷六丁目、中西郷七丁目、中一丁目、中二丁目、西秋沢、西秋

沢一丁目、西秋沢二丁目、則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、彦坂、彦坂川上、彦坂川北、彦坂川南、雑倉一丁目、深坂一丁目、深坂二丁目、古市場、古市場老ノ上、古市場神田、古市場高田、古市場高宮、古市場中原、古市場東町田、洞、交人、村山、村山一丁目、村山二丁目、村山三丁目、村山四丁目及び柳戸、関市洞戸上菅谷、洞戸下菅谷、洞戸菅谷、武芸川町宇多院及び武芸川町谷口、山県市相戸、青波、赤尾、伊佐美、岩佐、梅原、大桑、柿野、片原、神崎、葛原、佐賀、笹賀、佐野、椎倉、高木、高宮、田栗、谷合、樽、出戸、徳永、富永、中洞、西深瀬、東深瀬、日永及び船越、本巣市有里、石神、数屋、上高屋、上保、北野、金原、郡府、神海、佐原、曾井中島、長屋、鍋原、根尾宇津志、根尾奥谷、根尾高尾、根尾平野、根尾水鳥、日当、宝珠ハイツ、法林寺、三橋、見延、文殊及び山口、揖斐郡揖斐川町谷汲大洞、谷汲岐礼、谷汲高科、谷汲徳積、谷汲長瀬及び谷汲深坂並びに揖斐郡大野町大字稻高、大字稲畑、大字大野、大字上秋、大字桜大門、大字寺内、大字西方、大字野及び大字古川

平成三十一年三月二十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社